

平成 26 年 第 2 回 宗像地区事務組合 議会臨時会 会議録

期日:平成 26 年 7 月 16 日(水) 13:30~14:15

場所:宗像地区事務組合 多礼浄水場 3 階会議室

| | |
|--------|--|
| 大久保議長 | <p>ただ今から、平成26年第2回宗像地区事務組合 議会臨時会を開会いたします。 お諮りします。本日、傍聴の申し出があつております。 これを許可したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 大久保議長 | <p>傍聴を許可します。</p> <p>(傍聴者:入室)</p> |
| 大久保議長 | <p>今回、新たに選任されました「宗像市の小田議員」は、入院のため、欠席の連絡を受けています。 よって、ただ今の出席議員は、15名で、定足数に達しています。 平成26年第2回宗像地区事務組合 議会臨時会は成立いたしましたので、ここに開会をいたします。 ただちに本日の会議を開きます。 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めたものは、組合長及び副組合長、事務局長、消防長、以下、関係職員です。 ここで組合長の交代に伴い、5月 21 日から交代されました会計管理者を紹介いたします。事務局長。</p> |
| 花田事務局長 | <p>議長から報告がございましたとおり、5月 21 日に組合長が交代されています。このことに伴いまして、会計管理者につきましても福津市からの出席となつております。本日から福津市会計課長の石津課長が出席します。以上です。</p> |
| 大久保議長 | <p>日程第1 「議席の指定について」 を議題とします。 宗像地区事務組合議員として、6月 20 日付で、宗像市議会から選出された「小田議員」の議席は、議会申し合わせにより、「前任者の議席」とすることとなつておりますので、「7番」といたします。</p> |
| 大久保議長 | <p>日程第2 「会議録署名議員の指名」 を行います。 9番 井上議員、 10番 石松議員 を会議録署名議員として指名をいたします。</p> |
| | <p>日程第3 「会期の決定について」 を議題とします。 お諮りいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 大久保議長 | 会期は、お手元に配付をしている日程で、本日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 |
| | (異議なしの声) |
| 大久保議長 | ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日、1日限りと決定いたしました。 |
| | 日程第4 「諸報告」 に入ります。 小山組合長。 |
| 小山組合長 | 平成26年第2回議会臨時会を招集しましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。 |
| | 私は、5月21日に、谷井前組合長と正副組合長の交代をいたしまして、2年間、この体制で事務組合の運営を行ってまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| | では、本日の議案を簡単に説明いたします。 |
| | 報告は2件です。第1号は、「平成25年度大島簡易水道事業会計予算の繰越計算書」について、第2号は「平成25年度水道事業会計予算の繰越計算書」についての報告を行います。 |
| | 次に、議案が2件ございます。 |
| | 第24号議案は、大島・地島簡易水道施設整備工事請負契約の締結に関するものです。 |
| | 第25号議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い「宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例」を制定するものです。 |
| | 以上が、本日の議会案件でございます。 |
| | ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。 |
| 大久保議長 | 日程第5 報告第1号 「平成25年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算繰越計算書について」 を議題といたします。 |
| | 提案理由の説明を求めます。花田事務局長。 |
| 花田事務局長 | 報告第1号 平成25年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算繰越計算書について。 |
| | 平成25年度大島簡易水道事業に係る繰越計算書を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。 |
| | 平成26年7月16日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生 |
| | 次のページ 1-2 予算繰越計算書をお開きください。 |

| | |
|--------|---|
| 花田事務局長 | <p>それでは内容につきまして説明いたします。</p> <p>この件につきましては、本年 2 月開催の定例会におきまして、平成 25 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算で、繰越明許費補正としまして、2款 1項 簡易水道事業費、簡易水道再編推進事業について、導水管布設工事における関係諸機関との協議の結果、路線変更が必要となり、浄水場の配置及び構造変更に期間を要したため、5,800 万 6 千円の繰越しをさせていただいたものでございまして、今回、地方自治法施行令第 146 条に基づきまして、予算繰越計算書によりまして報告する必要がありますので、改めて報告させていただくものです。</p> <p>これを持ちまして、報告第1号 平成25年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算繰越計算書にかかります説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。</p> <p>質疑は、ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑ないようです。</p> <p>質疑を終結し、報告を終わります。</p> <p>日程第6 報告第2号 「平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。花田事務局長。</p> <p>報告第2号 平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について。</p> <p>平成 25 年度水道事業に係る繰越計算書を地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。</p> <p>平成 26 年 7 月 16 日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山 達生</p> <p>ページ 1-2 予算繰越計算書をお開きください。</p> <p>それでは内容につきまして説明いたします。</p> <p>繰り越しにつきましては、地方公営企業法第 26 条に基づきまして、報告させていただぐものです。</p> <p>資本的支出に關わります一般改良費につきましては、1 億 8,117 万 7,280 円を繰り越しいました。</p> <p>繰越件数としまして、日の里地区配水管布設替工事(その 1)、田野地区配水管布設替工事他 4 件でございます。</p> <p>また繰越理由としましては、使用材料鉄管等工事資材の納入に不測の日数を要し</p> |
|--------|---|

| | |
|--------|--|
| 花田事務局長 | <p>たこと、県道の改良工事の進捗に合わせ、配水管の布設替えを行うものでしたが、県道の改良工事が繰り越しとなつたことによりまして水道工事も年度内竣工ができなくなつたことなどによるものです。</p> |
| | <p>次に、拡張事業費につきましては、6,996万2,400円を繰り越しいたしました。</p> <p>繰越件数としまして、上西郷地区配水管布設工事(5工区)、東郷地区配水管布設工事(その2)他1件でございます。</p> <p>繰越理由としましては、近隣工事との調整で工事着手の時期が遅れたこと、県道工事の進捗に合わせて配水管の布設工事を行うものでしたが、県道の改良工事が繰り越しとなつたことによりまして水道工事も年度内竣工ができなくなつたことなどによるものです。</p> <p>これを持ちまして、報告第2号 平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書にかかります説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> |
| 大久保議長 | <p>本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。</p> <p>質疑は、ございませんか。</p> |
| | <p>(質疑なしの声)</p> |
| 大久保議長 | <p>質疑ないようです。</p> <p>質疑を終結し、報告を終わります。</p> |
| | <p>日程第7 第24号議案「工事請負契約の締結について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。花田事務局長。</p> |
| 花田事務局長 | <p>第24号議案 工事請負契約の締結について</p> <p>次のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年7月16日提出 宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>1.工事名 大島・地島簡易水道施設整備工事 2.請負契約額 682,462,800円 3.工事請負人 JFEエンジニアリング(株)九州支店</p> <p>提案理由 大島・地島簡易水道施設整備工事を施工するため、平成26年7月9日制限付一般競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成19年宗像地区事務組合条例第29号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>この大島・地島簡易水道施設整備工事につきましては、大島・地島の膜ろ過施設等の水道施設整備を行うもので、工事の予定価格が、1億5千万円以上であることから、宗像地区事務組合議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2</p> |

| | |
|--------|---|
| 花田事務局長 | <p>条に規定します議会の議決に付すべき契約案件となりますことから、提案させていただきます。</p> |
| | <p>なお、入札結果につきましては、本日お配りしておりますので、ご参照していただければと思います。</p> |
| | <p>また、整備概要につきましては、谷口施設課長から配布資料に基づきまして、説明させていただきます。</p> |
| | <p>これを持ちまして、第 24 号議案 工事請負契約の締結にかかります説明を終わらせさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> |
| 谷口施設課長 | <p>工事の説明をさせていただきます。建設場所としては図面の 1 を見ていただいて大島、地島の赤印を付けている場所に建設を予定しております。</p> |
| | <p>完成は平成28年2月26日を予定しております。給水能力としましては、大島が 470 m³/日 地島が 100 m³/日の設備を建設します。</p> |
| | <p>次に図面2を見ていただいて大島浄水場の平面図です。</p> |
| | <p>大島の場合は今ある浄水場の敷地を少し拡張しまして、実線部分黒く濃い線で書いてある部分に、膜ろ過設備を建設します。</p> |
| | <p>図面3が大島の膜ろ過設備の平面図となります。</p> |
| | <p>次に図面4が大島膜ろ過施設の断面図になります。2階建てです。</p> |
| | <p>次に図面5が地島の浄水場の平面図です。実線の左側が今ある古い浄水場になります。今回新しく右のほうに浄水場を建設予定です。</p> |
| | <p>図面 6 が地島膜ろ過設備の平面図です。</p> |
| | <p>図面7が地島膜ろ過設備の断面図です。こちらも2階建てになっております。</p> |
| | <p>今お手元に膜ろ過の基となる中空糸のサンプルを回しております。</p> |
| | <p>図面8のカタログ右上がろ過膜の断面図写真です。20 数センチの筒の中に小さな中空糸を 5000 本くらい集めて入れています。外側から水を入れて細いチューブの内側からきれいになった水を取り出すという原理になっています。</p> |
| | <p>9ページにどれくらいの大きさのものかというサンプルをつけています。0.01 マイクロメートル位の穴が空いています。今回使用する膜はUF膜で材質はポリフッ化ビリニデンです。以上で説明を終わります。</p> |
| 大久保議長 | <p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。永島議員</p> |
| 永島議員 | <p>今回の入札を制限付き競争入札とされました、前回も消防でされました、なぜ制限付きにされたのか、指名競争入札ではいけなかったんですかね。</p> |
| | <p>それと何を制限されたのか、応札されたのが7社となっていますが辞退された業者はないのかを伺いたい。</p> |
| 大久保議長 | <p>谷口施設課長</p> |

| | |
|--------|---|
| 谷口施設課長 | <p>入札は7社ということで、7社で入札した結果が先ほど局長の説明のとおり JFEエンジニアリング(株)が落札しております。</p> <p>事務組合では8千万以下が指名競争入札しております。先ほどの質問では、それ以上ですので指名競争入札できません。</p> <p>制限をつけるということで、ある程度の規模の会社で実績があるところということで、水道の点数 1000 点以上で実績としては膜ろ過設備の建設にあたって 500 トン以上の実績があるところというような制限をつけています。 以上です。</p> |
| 大久保議長 | 永島議員 |
| 永島議員 | 7社以外に資料を取りに見えたところはありますか。 |
| 谷口施設課長 | 10数社資料を取りにみえていますが、入札されたのは7社です。中身を見て自分のところは適さないという判断をされて入札に応募されていないと解釈しています。 |
| 大久保議長 | 永島議員 |
| 永島議員 | 10数社もらいに来て応札しなければ棄権にならないんですかね。 |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | 指名競争入札で指名されて入札に来なければ辞退ですが、今回の場合は書類をもらって入札に応じなくても辞退にはなりません。 |
| 大久保議長 | 事務局長 |
| 花田事務局長 | 施設課長が説明いたしましたが、入札公告を行いましてその後受け取りの期間を設けて申請の締め切りをしております。 申請した7社での入札となっております。 |
| 大久保議長 | 他にございませんか。 石松議員 |
| 石松議員 | 少し技術的なことをお聞きしたいと思います。 既存の施設と新しい施設はどう違うのか、量的なものと精度の問題と二つのことについて、今はこうだけれどこうなるということをお聞きしたい。 |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | 今大島浄水場では緩速ろ過と急速濾過を併用して使っております。 緩速ろ過というのは通常のプールみたいにろ過砂をひいて生物的にろ過する方法を取っていますが |

| | |
|--------|--|
| 谷口施設課長 | <p>水質の問題とか藻が大量に発生してろ過閉塞すると能力が出ないとか、安定した供給が難しいということ。大島は離島になりますのでなるべく無人で管理してゆける形で、今回は膜ろ過設備を入れてデータ管理も全て多礼浄水場に取り込みまして、異常があればすべてこちらで確認して緊急対策もとれる形にします。</p> <p>量的には大島も地島も人口減少気味なので、今、認可量では大島で $470\text{ m}^3/\text{日}$、地島では $100\text{ m}^3/\text{日}$ の給水能力があればもう十分だということで建設は考えています。能力的には今までと大きく変わっていません。</p> |
| 大久保議長 | 石松議員 |
| 石松議員 | <p>8ページに資料がありますが、おそらく水道機工の資料だと思いますが、入札に応札されていますね、設計などはどこがされたのか、事務局の職員でされたのかそれともコンサルに出されたのか、コンサルと水道機工の関係はどうなのか伺いたい。</p> |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | <p>資料をつけているのが水道機工になっています。これは2年くらい前からどういうろ過設備を作るのか膜ろ過の種類とか材質とかを検討するときに、膜ろ過の説明に来てくれたのが水道機工でした。その時の資料です。今回は違う業者がとられていますが、資料としてはうちが持っているこの資料をつけさせていただきました。構造を見ていただくつもりでつけています。</p> <p>実際、設備の詳細設計はコンサルのほうで全部やっていまして、上がってきた分を課長以下委員会を作つてどういう材質のものがいいかとか検討して、決定するに当たつては、大分の方まで日帰りで設備を見学に行つたりした結果で決定しております。</p> |
| 大久保議長 | 他にございませんか。末吉議員。 |
| 末吉議員 | <p>今回の大島、地島簡易水道の施設整備計画ですが、施工箇所が離れているのに同一の工事発注としたのはなぜかという点と、大島の場合は大島簡易水道特別会計という別会計を立てている訳ですね。あえて一括発注をした特段の理由があるのかというのが1点。</p> <p>もう1点は、予定価格は7億 5228 万ですが、入札結果を見てみると、1億から1億弱の差がでていますね。昨今の公共事業を見ていますと非常に競争が激化して非常に予定価格に近い応札というのが増えていると感じるんですが、生じた1億近い差、率にすると10%以上ですよね。この原因をどうお考えですか。</p> |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | 材質と設備を統一したというのは、今後の事務組合が維持管理をしてゆく上で予備 |

| | |
|--------|--|
| 谷口施設課長 | <p>の膜ろ過の筒を用意しなければいけませんが、もし地島と大島の設備が違う機器でメーカーが違えば予備品も別になり、後々の維持管理が合理化できないことを踏まえて今回機械電気設備一括発注で考えました。</p> <p>もう一点の落札価格の件ですが、現在特に土木、建築関係一般ですが、非常に歩掛上の値上がりが大きくて、設計しても取ってくれないとか、取っても宗像市、福津市の99%くらいの落札結果になっています。ただ今回、メインは機械設備になっていまして別の考えになっています。</p> <p>たとえば、この膜ろ過設備に進出したいという業者さんがいれば非常に原価近い安い価格でも実績を作りたいととられる場合もあるし、機械ものと通常の建築部分と非常に落札結果に差が出てきていると思います。</p> <p>それはここだけでなく、宗像市とかよその落札結果を見ていただいてもかなりの差が出ています。</p> |
| 大久保議長 | 末吉議員 |
| 末吉議員 | <p>1点目の2か所同時発注したのは今後の維持管理の合理化のために同一業者で同一材料でという説明でしたが、考え方によっては、仕様書の中で事務組合としては今後の維持管理を考えて、ろ過材はこういう材料にすると指定すればクリアできる。</p> <p>なぜそう言うかというと一つの会社が地続きなら別ですが、地島と大島と距離的に離れたところを施工するデメリット。むしろ1社1社分離発注して今後の維持管理のための条件を仕様書の中で付けるということは考えられなかつたですか。</p> |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | <p>通常、機械設備なんかでメーカーを指定しないで発注する場合が多いです。機能がこういうものですよ、既設がA社の製品であれば同等品であればメーカーは問いませんという発注の仕方をしております。完全にメーカーを指定してしまうと、どういう入札の方法をとっても高止まりな落札結果になるので、メーカー指定するよりも一括でするほうが今回みたいに84%くらいで落札になります。</p> <p>これを2回に分けて発注すると今回84%になっていますが、2回目メーカーを指定することによって90%以上になることが予想されるので維持管理の面でも一括発注が望ましいとやらせていただきました。</p> |
| 大久保議長 | 末吉議員 |
| 末吉議員 | <p>私が質問したのは維持管理上、このろ過方式だと先ほど見せていただいた管の交換というウェートが高いと思います。メーカーによって中の濾材は全部違うのですか。企画の物じやないですか。</p> |

| | |
|--------|--|
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | サンプルをお見せしていますがこの中空糸自体は東レ製です。中空糸は東レ1社ですが、筒を作つてろ過機として製造するのはJFEです。中空糸自体は既製品ですが大島と地島の機械設備のメーカーが違えば両方の違う予備を持たないといけないことを考えて同一の物としました。 |
| 大久保議長 | 他にありませんか。 杉下議員。 |
| 杉下議員 | 維持管理のことでお聞きします。中空糸自体の耐用年数はどのくらいですか。 |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | 寿命としては7年間を考えています。メーカーは標準では何日かに1回薬品洗浄するように書いてありますが、他の浄水場に視察に行ってもそんなに薬品洗浄をしなくてもいいようで、年間60万くらいの維持費で済んでいるようです。 |
| 杉下議員 | 原水がどれくらい綺麗なのかですが、大島と地島は同じような原水ですか。 |
| 谷口施設課長 | 大島の場合は今表流水、河川水と井戸水を使っています。地島は井戸水を使っています。井戸水は特別どの製品でも問題ないのですが、大島は表流水を使っていますので、浄水場視察も表流水を使ったところに行っています。今後人口も減っていますので井戸水主体となると思います。 |
| 大久保議長 | 他にありませんか。 永島議員 |
| 永島議員 | 地島は陸から送水管を引く検討はされましたか。 |
| 大久保議長 | 谷口施設課長 |
| 谷口施設課長 | 以前検討したときに海底送水に20億くらいかかるということを聞きました。 |
| 大久保議長 | 他にありませんか。 |
| | (異議なしの声) |
| 大久保議長 | ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。ご意見ございませんか。 |

| | |
|--------|--|
| | (異議なしの声) |
| 大久保議長 | <p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第24号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> |
| | (全員起立) |
| 大久保議長 | <p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第24号議案は、原案のとおり可決されました。</p> |
| | <p>日程第8 第25号議案「宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。 花田事務局長。</p> |
| 花田事務局長 | <p>第25議案について説明いたします。</p> <p>第25号議案「宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」 上記の条例案を次のとおり提出する。 平成26年7月16日</p> <p>宗像地区事務組合 組合長 小山達生</p> <p>提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律（平成25年法律第79号）の施行に伴い、職員の配偶者が勤務等のため外国に滞在する場合において、当該滞在地で生活を共にするための休業制度が設けられたため、この休業に関する条例を制定する必要が生じたので、条例案を提出するものである。</p> <p>この制度は、職員の配偶者が外国に勤務等で居住している場合に、職員が3年を限度として一緒に居住できるようにするための制度で、職員が退職することなく、外国で勤務する配偶者と共に暮らすことを認めようとする制度です。</p> <p>なお、宗像市、福津市においては、6月議会において議決いただいたもので、宗像地区事務組合におきましても条例の制定をお願いするものです。</p> <p>それでは、条文の説明をさせていただきます。</p> <p>第1条(趣旨)につきましては、職員の配偶者同行休業制度に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第2条(配偶者同行休業の承認)につきましては、職員が申請した場合、任命権者は当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、公務の運営に支障がないと認めるとときは承認することができることとしたものです。</p> <p>第3条(配偶者同行休業の期間)から、第6条(配偶者同行休業の期間の延長)につきましては、配偶者同行休業の期間は、3年とし、3年を超えない範囲内において期間の延長を申請することができるとしたものです。</p> <p>第7条は配偶者同行休業の承認の取消事由について著しておりまして、</p> |

| | |
|--------|--|
| 花田事務局長 | <p>第8条届出については、配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合等には、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならないとするものです。</p> <p>第9条(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)につきましては、任命権者は、職員の配置換え等により休業する職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用等を行うことができることとしたものです。</p> <p>4-3ページをお開きください。</p> <p>第10条(職務復帰後における号給の調整)につきましては、職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取り扱いについて定めることとしたものです。</p> <p>附則2, 3につきましては、4-5ページの新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>上段の表 宗像地区事務組合職員の育児休業に関する条例新旧対照表につきましては、</p> <p>(育児休業をすることができない職員)にかかります第2条第1号、(育児短時間勤務をすることができない職員)にかかります第9条第1項につきまして、本条例制定に関連する条例の改正を併せて行うものです。</p> <p>下段の表 宗像地区事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する新旧対照表につきましては、(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)にかかります第19条の2につきましては、本条例制定に関連する条例の改正を併せて行うものです。</p> <p>これを持ちまして、第 25 号議案 宗像地区事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定にかかります説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 大久保議長 | <p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 大久保議長 | <p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 大久保議長 | <p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第25号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> |
| 大久保議長 | <p>全員賛成でございます。よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。</p> |

| | |
|-------|--|
| 大久保議長 | <p>お諮りいたします。</p> <p>本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の規定により、議長に委任をいただきたいと思います。これに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決しました。</p> <p>以上で、本会議に付議されました案件の審査はすべて終了いたしました。 よって、平成26年第2回議会臨時会を閉会いたします。</p> |
|-------|--|